

内閣府本府政策評価有識者懇談会（第 22 回） 議事要旨

日時：平成 27 年 3 月 30 日（月）14：30～15：36

場所：中央合同庁舎第 8 号館 428 会議室

出席者（委員）

座長 山谷清志 同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授

田辺国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授

南島和久 神戸学院大学法学部准教授

議題 1. 平成 27 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）について

議題 2. 平成 26 年度内閣府本府政策評価実施計画（改定案）について

議題 3. 第 5 次内閣府本府政策評価基本計画（改定案）について

事務局から資料 1、資料 2、資料 3、資料 4、について説明。主な意見は以下のとおり。

○内閣府から他省庁に業務が移管される施策について、移管される際にそれまでの取組のレビューを行うべきではないか。

○参考資料として配付されている「総合評価方式により政策評価を実施する平成 27 年度実施施策の概要」について、総合評価方式を採用している理由について、なぜ実績評価方式としたのか、政策の特性などをもう少し詳しく説明するべきではないか。

○政策評価と行政事業レビュー、いずれも定量的な成果をみることとされているが、政策評価の側でアウトカムの説明をした方がなじむのではないか。

○地方公共団体へ交付金を配るような施策についてはどこまでを内閣府での政策評価の守備範囲とするのか。国の責務と地方自治体の責務の中で、それなりにきちんと考える必要があるのではないか。

○基本計画などを政策評価の対象としている施策に関しては、基本計画の見直しのときにまとめるのでそれをもって政策評価の評価とし、紙を二度手間で作るというのはやらない方がよいのではないか。

議題 4. 目標管理型の政策評価の質の向上に向けた取組について

事務局から資料 5 について説明。主な意見は以下のとおり。

○2.（全省庁に対する事項として、総務省が整理した目標管理型の政策評価を行うに当たり）御留意いただくことが望ましい事項について、解消することはなかなかないと思うが、そこをどう丁寧に説明するかが論点として残っていくのではないか。

○エンドレスに続く政策に関しては、今のうちから政策評価が政策の新しい計画などに役に立つかどうかを考えておくべきである。

○数字では語り切れない部分についてはその背景を考えるべきである。

議題5. 今後の予定等

事務局から資料5について説明。次回の懇談会は、平成26年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）を主な議題として、平成27年8月頃に開催する予定。

<文責：内閣府大臣官房政策評価広報課>